

美深町移住体験住宅の管理運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 美深町移住促進事業の一環として、移住希望者（以下「利用者」という。）が美深町（以下「町」という。）での生活を一定期間体験できる（以下「移住体験」という。）機会を提供し、町外からの移住を推進することにより人口の流入を促し、地域活性化に資することを目的として設置する美深町移住体験住宅の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理運営主体)

第2条 移住体験住宅の管理運営主体は、美深町企業誘致・観光開発・移住対策推進協議会（以下「協議会」という。）が行う。

(移住体験住宅等)

第3条 移住体験住宅は、協議会が借り上げる町内の民間住宅及び町営住宅で、日常生活を営むための家具及び電化製品等（別表1）を備え、手軽に町での生活を体験できる住宅をいう。

(名称及び位置)

第4条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 移住体験住宅1号 通称「ちょい街住宅」 美深町字西町 20 番地
- (2) 移住体験住宅2号 通称「ちょ田舎住宅」 美深町字北町 25 番地 39
- (3) 移住体験住宅3号 通称「定住推進住宅」 美深町字敷島 283 番地 22

(利用の資格)

第5条 移住体験住宅を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 町外に在住し、町への移住を希望する者のうち、協議会窓口を通じて移住しようとする者。
ただし、転勤又は婚姻による転入者及び就業未経験者は除く。
- (2) 町の地域振興を目的とする事業を実施する団体等で協議会長が必要と認める者。

(利用申請)

第6条 利用者は、「美深町移住体験住宅等利用申請書」（様式第1号。以下「申請書」という。）を協議会長に提出しなければならない。

(許可)

第7条 協議会長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、「美深町移住体験住宅等利用許可書」（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付する。

2 協議会長は、前項の許可をする場合において、当該年度に2回以上の申請があったときは、利用後30日以上を隔てなければ許可することができない。

(契約)

第8条 許可書の交付を受けた利用者は、「美深町移住体験住宅等利用契約書」（様式第3号。以下「契約書」という。）により協議会と締結し、住宅等を利用できるものとする。

2 前項の規定により契約を締結した場合は、契約の更新がないことを「美深町移住体験住宅等利用契約についての説明」（様式第4号）により行うものとする。

（利用期間）

第9条 住宅等の利用期間は、7日間以上90日間以内とし、前条に規定する契約書において定める。

（利用料）

第10条 住宅等の利用料は、別表2のとおりとする。

- 2 利用者は前項の利用料を契約と同時に協議会に納めなければならない。
- 3 第1項の利用料には、住宅の利用料金及び電気料金、放送受信料（いずれも消費税含む）を含むものとし、これ以外の移住体験にかかるガス代、上・下水道料、暖房用燃料代、飲食費、日常生活にかかる消耗品、交通費等は含まず利用者の負担とする。
- 4 利用者は、移住体験で使用したシーツ、布団カバー、枕カバーは、協議会が指定するクリーニング店に持ち込み、代金を負担するものとする。
- 5 第2項により前納した利用料は、これを還付しない。ただし、協議会長が特に必要と認めた場合、その全部又は一部を還付することができる。
- 6 前項の規定により利用料を還付する場合及び還付割合は、次の各号に定めるところによる。
 - （1）天災事変、利用者又はその親族の疾病、その他利用者の責めに帰することができない理由により利用できなくなった場合は、既に納付した利用料から利用した日数分の料金を差し引いた差額の100分の100を還付する。
 - （2）その他止むを得ない事由により協議会長が特に認めた場合は、既に納付した利用料から利用した日数分の料金を差し引いた差額の100分の80を還付する。
- 7 災害等の特に配慮すべき理由により利用した場合は、利用料等を免除することができる。

（利用者の遵守事項）

第11条 利用者は、前条第1項に定めた利用料を納めた後に、協議会長から住宅の鍵を受け取り、住宅の利用ができるものとする。この場合、利用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）留守や就寝時に施錠する等住宅を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに協議会長にその旨を報告すること。
- （2）火気の取扱に注意するとともに水道凍結防止に配慮すること及び備付けの生活用具類を適切に取り扱うこと。
- （3）利用者は、住宅周辺の除草や除雪を適宜に行い、周辺環境の整備をすること。
- （4）ごみは、本町の定めにに基づき適切に排出すること。
- （5）利用者は、住宅等の利用期間が満了したときは、直ちに住宅の鍵を協議会長に返却すること。
- （6）その他、住宅等の利用に関し協議会長が必要と認める事項。

（制限される行為）

第12条 利用者は、住宅等において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- （1）物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為を行うこと。
- （2）就業すること。
- （3）興行を行うこと。

- (4) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (5) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (6) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (7) 近隣住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (8) 住宅等の全部又は一部を転貸、又は権利を譲渡すること。
- (9) 犬、猫等の動物を飼育すること。ただし、身体障害者補助犬等で協議会長の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (10) その他住宅等の借用にふさわしくない行為をすること。

(利用許可の取り消し)

第13条 協議会長は、利用者に第11条及び前条の規定に違反する行為があったと認めるときは第7条の規定による利用許可を取り消すことができる。

2 前項の規定より取り消しをした場合は、第10条第6項に定める還付割合を準用する。

(明渡し)

第14条 利用者は、利用期間が終了する日まで、もしくは、第12条の規定に基づき利用許可が解除された場合にあつては、直ちに住宅から退去しなければならない。この場合において利用者は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

2 利用者は、前項前段による退去をするときには、退去日当日の午後3時まで、協議会立会いのもと住宅の明け渡しを行わなければならない。

3 協議会長は、第1項後段の規定に基づき利用者が行う原状回復の内容及び方法について利用者と協議するものとする。

(立入り)

第15条 協議会長は、住宅の防火、火災の延焼、構造の保全その他の住宅の管理上特に必要があるときは、利用者の許可なく住宅内に立ち入ることができるものとする。

2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第16条 利用者は、故意又は過失により住宅等を破損、汚損及び滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、止むを得ない事由により、協議会長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 前項前段の規定による住宅等を破損、汚損、滅失したときは、直ちに協議会長に報告しなければならない。

(事故免責)

第17条 住宅等が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、協議会はその責任を負わないものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会長が別に定める。

附 則

美深町移住体験実施要綱は平成27年3月31日廃止する。

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

この要綱は平成29年6月1日から施行する。

別表1

別表2

利用日数	利用料		備考
	(1)ちよい街住宅 (2)ちよ田舎住宅	(3)定住推進住宅	
7日間以上15日間まで	15,000円	20,000円	利用料には電気料、放送受信料を含み、これ以外の費用は、利用者の自己負担とする。
16日間以上30日間まで	30,000円	40,000円	
31日間以上45日間まで	40,000円	53,000円	
46日間以上60日間まで	50,000円	67,000円	
61日間以上75日間まで	60,000円	80,000円	
76日間以上90日間まで	70,000円	93,000円	